

2024

愛媛労働

～役立つ愛媛の労働情報～

令和7年2月号



毎月 15 日に愛媛県内の労働に関する情報をお届けしています。
(15 日が土日祝日の場合は、前営業日となります。)

目次



愛媛県からのご案内・お知らせ

離職者等緊急生活資金について	1
地域若者サポートステーションのご紹介	2
中小企業労働相談所のご利用について	3
えひめ業務改善応援事業－応援金で中小企業の賃上げ後押し！－	4
令和7年度県立産業技術専門校入校生の募集について	6
人材不足の課題を女性の活躍で解決！	8
奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）助成対象者向けチラシ	10
「IT PLACE えひめ」県内IT企業等の情報ポータルサイトのご紹介	12
「あのこの愛媛」愛媛県公式求人・移住総合情報サイトのご紹介	13
ひめボス宣言事業所認証制度について	15
就活の前に知っておきたい：『ひめボス認証企業』って、なに？	19
ひめボス宣言事業所アワードのご案内	21
労働委員会の窓（令和7年1月分）	23

愛媛労働局からのご案内・お知らせ

ハローワークへの来所が難しい求職者の皆様へ「オンラインによる失業認定が受けられます」	25
就職支援プログラム対象の求職者の皆様へ「オンラインによる失業認定が受けられます」	27
2025年4月から「出生後休業支援給付金」を創設します	29
育児・介護休業法と次世代育成支援対策推進法の内容の一部が改正されます	31
知っておきたい！！ 無期転換ルールQ&A	32
労働者私傷病報告の電子申請が義務化されました	33
令和6年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」を県内の3人が受賞しました	35
2025年 労働基準監督官採用試験のご案内	36
ケアプラザ新居浜のご案内	37

離職者等緊急生活資金のご案内

《概要》

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、18歳以上65歳以下であること。

（離職者の方）

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

（休業者の方）

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金使途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の[元金返済据置可能](#))
- 限度額／100万円(離職者一人につき)
- 保証／保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要です。
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金使途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の[元金返済据置可能](#))
- 限度額／100万円(休業者一人につき)
- 保証／保証機関
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

地域若者サポートステーションのご紹介

愛媛県では、ニートと呼ばれる若者及び就職氷河期世代の職業的自立を支援する窓口として、

- えひめ若者サポートステーション（えひめサポステ）
 - 東予若者サポートステーション（東予サポステ）
- を設置しています。まずは一步、お気軽にご相談ください。



【支援対象】

15歳～49歳で仕事に就いておらず、家事も通学もしていない方及びその保護者等

【支援内容】

- 個別相談・グループカウンセリング（相談員、臨床心理士によるものなど）
- 職業ふれあい事業（職場見学、社会見学、ボランティア活動など）
- ジョブトレーニング（ジョブトレーナー付き添いによる職場体験など）
- ワークショップ、セミナー（パソコン個別指導、ボイストレーニングなど）
- 保護者セミナー（親子ふれあい心理講座、わかりやすい交流分析など）
- 職場体験・職場チャレンジ事業（短期(3日程度)の職場体験、1か月の職場訓練など）

【設置場所など】

えひめ若者サポートステーション

- 住 所：松山市湊町5丁目1番地1
いよてつ高島屋南館3階
- 利用時間：10時～18時（月～土曜日）
- 電 話：089-948-2832
- E-mail：sp-station@lagoon.ocn.ne.jp
- H P：http://www.i-esapo.jp/

※南予地域（宇和島市・八幡浜市・大洲市）では出張相談会を実施（10時～16時）

東予若者サポートステーション

- 住 所：新居浜市繁本町8-65
（新居浜市市民文化センター内）
- 利用時間：10時～18時（月～金曜日）
- 電 話：0897-32-2181
- E-mail：toyo-sp@mxl.netwave.or.jp
- H P：http://www.i-tsapo.jp/

※今治市・西条市・四国中央市では出張相談会を実施（13時～17時）

中小企業労働相談所のご利用について

労働問題でお悩みの方は、
中小企業労働相談所をご利用ください。



各中小企業労働相談所では、相談員が相談をお受けするほか、関係機関への紹介等も行っています。（労働者の方、使用者の方、どちらの相談にも応じます）

また、中予地方局に設置している松山中小企業労働相談所では、毎月2回（原則、第一・第三金曜日の10時から15時）労働問題の専門家である社会保険労務士による相談も実施しています。

いずれも相談料は**無料**で、秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

電話での相談もお受けしています。



【愛媛県中小企業労働相談所】

相談所	所在地	受付時間	電話番号
西条中小企業労働相談所 （東予地方局商工観光課内）	〒793-0042 西条市喜多川 796-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0897-56-1300 （内線 465）
今治中小企業労働相談所 （東予地方局今治支局商工観光室内）	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0898-23-2500 （内線 318） 0898-22-8598 （直通）
松山中小企業労働相談所 （中予地方局商工観光課内）	〒790-8502 松山市北持田町 132	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	089-909-8760 （直通）
宇和島中小企業労働相談所 （南予地方局商工観光課内）	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0895-28-6146 （直通）
八幡浜中小企業労働相談所 （南予地方局八幡浜支局商工観光室内）	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0894-22-4111 （内線 234）

応援金で中小企業の

賃上げ後押し!

愛媛県では、物価・資源価格の高騰が続く中、生産性向上と賃上げに取り組む中小企業等を支援するため、国の業務改善助成金の上乗せ補助や同助成金の申請手続等に要した社会保険労務士等への報酬費用補助を実施します。



えひめ業務改善応援金の概要

① 国の業務改善助成金の上乗せ補助

国の業務改善助成金 (愛媛労働局)

賃上げ

〔事業場内最低賃金を
30円以上引上げ〕

+

生産性向上に
資する
設備投資等

設備投資等の費用の
一部を助成

業務改善応援金 (愛媛県)

国の助成額の

1/10を補助

※国の業務改善助成金の内容に変更が生じた場合、事業内容が変更となる場合があります。最新情報は県ホームページでご確認ください。

※国の業務改善助成金については、こちら(厚生労働省ホームページ)をご確認ください。



② 社会保険労務士等 への報酬費用補助

国の業務改善助成金の申請手続等のために社会保険労務士等に支払った

報酬費用の **1/2** を補助(上限額:5万円)

※②のみの申請はできません。

申請期限 令和7年3月7日(金) 必着

※交付決定額が予算額に達した場合、申請期限前に受付を終了することがあります。

申請
お問い合わせ先

愛媛県労政雇用課

TEL.089-912-2501 受付時間/8:30~17:15
(土日祝日は除く)

E-mail rouseikoyou@pref.ehime.lg.jp

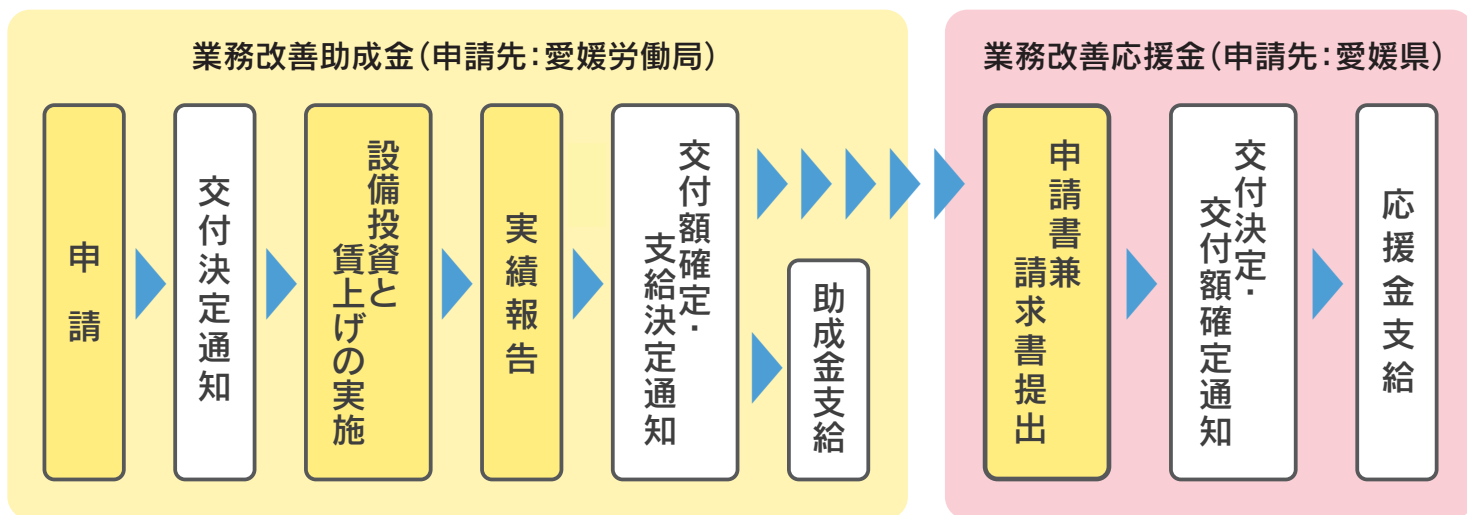
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

詳しくは、裏面
又は、愛媛県HPをチェック

えひめ 業務改善 応援金

検索

応援金支給までの流れ



対象者

令和6年7月10日以降に愛媛労働局に業務改善助成金の申請を行い、**令和7年3月7日まで**に交付額確定及び支給決定通知を受けている中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）。

補助率

国の業務改善助成金の
支給決定額の **1/10**（一律）

申請方法

① 紙申請（郵送又は持参）

えひめ業務改善応援金交付申請書兼請求書に必要な書類を添えて「愛媛県労政雇用課」まで郵送又は持参により提出してください。（送料は申請者負担となります。）

【提出先】〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県労政雇用課 雇用対策グループ

② 電子申請（手のひら県庁）

えひめ電子申請システム（手のひら県庁）の入力フォームに必要事項を入力いただき、必要書類の電子ファイルを添付の上、申請してください。

手のひら県庁のトップページから
「えひめ業務改善応援事業」で検索
又は 右の二次元コードからアクセス



申請期限 令和7年3月7日（金） 必着

※交付決定額が予算額に達した場合、申請期限前に受付を終了することがあります。

申請に必要な書類

- ☐ 交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ☐ 愛媛労働局から交付された国の業務改善助成金の交付決定通知書の写し
- ☐ 愛媛労働局に提出した国の業務改善助成金の事業実績報告書（「国庫補助金精算書」「事業実施結果報告」を含む）の写し
- ☐ 愛媛労働局から交付された国の業務改善助成金の交付額確定及び支給決定通知書の写し
- ☐ 応援金の振込口座の預金通帳の写し（金融機関名、店番号、口座の種類、口座名義カナの記載されているページ）

社会保険労務士等への報酬費用補助も申請する場合は、以下の書類を併せて提出してください。

- ☐ 社会保険労務士等の報酬費用の領収書等の写し
- ※領収書等で報酬費用の内容が確認できない場合は、内容が確認できる書類を併せて添付してください。

※提出のあった書類で交付要件を満たしていることが確認できない場合など、追加書類の提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

令和7年度 県立産業技術専門校入校生の募集について (普通課程：後期試験)

概要

県立産業技術専門校では、就職のために必要となる専門的な知識や技能を習得する職業訓練を行っています。進路、就職に悩みの方に、ぜひ御応募いただきますよう御案内をお願いします。

科目一覧

産業技術専門校	訓練科目	定員(人)	期間
新居浜産業技術専門校 〒792-0060 新居浜市大生院1233-2 Tel (0897) 43-4123	メカトロニクス科	10	2年
	自動車整備科	15	2年
	メタル技術科	15	2年
愛媛中央産業技術専門校 〒799-1534 今治市桜井団地4-1-1 Tel (0898) 48-0525	今治タオルものづくり科	10	2年
	服飾モード科	10	2年
	ビジネスデザイン科	15	1年
	設備エンジニア科	10	2年



※後期試験で定員を満たさなかった場合、追加募集を行うことがあります。



応募資格

高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有する方

※訓練科目・定員などは変更になる場合がありますので、事前に確認してください。

応募手続

以下の応募書類に必要事項を記入して、新卒者の方は各産業技術専門校、離職者の方はハローワークに提出してください。

- 1) 入校願書（入校選考料2,200円を愛媛県収入証紙により納付してください。）
- 2) 写真（6か月以内に撮影、脱帽、正面、上半身像で縦4 cm×横3 cm）
- 3) 出身高等学校発行の進学用調査書（各訓練科によって異なります。）

選考方法と日程

筆記試験、適性検査、面接試験により選考します。

願書提出期間	入校選考日	合格発表日	開講日
令和7年1月16日（木）～2月25日（火）必着	3月4日（火）	3月11日（火）	4月10日（木）

※ 普通課程のうち、中期試験の募集（12月13日(金)入校選考）で定員を満たした訓練科については、後期試験以降の選考試験を実施しないため、募集科目や応募手続など詳細については、各産業技術専門校にお気軽にお問合せください。また、入校ガイド・入校願書の様式を県ホームページに掲載しているほか、産業技術専門校又はハローワークで配布しています。

訓練を受講するに当たって必要となる経費

入校選考料：2,200円

入校料：5,650円

授業料：月額 9,900円

※金額は改定になる場合があります。

（作業着・教科書・工具等については、自己負担が必要です。）

寄宿舍料：光熱水費の実費相当額（新居浜産業技術専門校のみ寄宿舍利用可）

※ 詳細については、各産業技術専門校にお気軽にお問合せください。



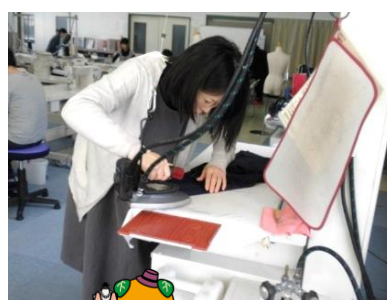
手に貼つけるなら愛媛県
立派な産業技術専門校
http://www.pref.ehime.jp/sangisen/index.html



令和7年度 県立産業技術専門校入校生の募集について (宇和島校：後期試験)



住まいづくり木工科



アパレルビジネス科

概要

県立産業技術専門校では、就職のために必要となる専門的な知識や技能を習得する職業訓練を行っています。進路、就職にお悩みの方に、ぜひ御応募いただきますよう御案内をお願いします。

科目一覧

産業技術専門校	訓練科目	定員(人)	期間
宇和島産業技術専門校 〒798-0027 宇和島市柿原甲1712 TEL (0895) 22-3410	住まいづくり木工科	15	10か月
	アパレルビジネス科	10	10か月

※後期試験で定員を満たさなかった場合、追加募集を行うことがあります。

応募資格

高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有する方

※訓練科目・定員などは変更になる場合がありますので、事前に確認してください。



応募手続

以下の応募書類に必要事項を記入して、最寄りのハローワークに提出してください。

- 1) 入校願書
- 2) 写真(6か月以内に撮影、脱帽、正面、上半身像で縦4 cm×横3 cm)
- 3) 出身高等学校発行の進学用調査書(各訓練科によって異なります。)※新卒者の方のみ



選考方法と日程

筆記試験、適性検査、面接試験により選考します。

願書提出期間	入校選考日	合格発表日	開講日
令和7年3月10日(月)～4月11日(金)必着	4月18日(金)	4月25日(金)	5月14日(水)

※介護ヘルパー科は取扱いが異なりますので、宇和島産業技術専門校へ直接お問い合わせください。

訓練を受講するに当たって必要となる経費

入校選考料・入校料・授業料：無料

※ 作業着・教科書・工具等については、自己負担が必要です。

※ 詳細については、宇和島産業技術専門校にお気軽にお問合せください。

また、入校ガイド・入校願書の様式を県ホームページに掲載しているほか、宇和島産業技術専門校又はハローワークで配布しています。



手に職つけるなら愛媛県
立産業技術専門校
http://www.pref.ehime-jp/sangisen/index.html



／ えひめの女性おしごと応援プロジェクト ／

人材不足の課題を

女性の活躍で 解決！



意欲ある女性がその能力を発揮して県内で正社員として活躍できるよう、研修・カウンセリング及び紹介予定派遣制度を活用したマッチング支援を行うことにより、良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保を応援します。



企業・事業者向け支援

企業・事業者

参加

- ・ダイバーシティセミナー
- ・専門家派遣による受入環境整備支援

女性求職者向け支援

女性求職者

参加

- ・県内企業の魅力発見セミナー
- ・キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー
- ・職場見学・マッチング交流会

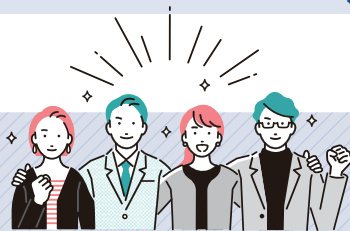
派遣登録

紹介予定派遣制度を活用した支援

人材育成プログラムの提案

キャリアコンサルティング

人材マッチング支援



人材確保・良質な雇用環境

詳細は裏面をご覧ください ➡

● 支援一覧

企業・事業者向け支援

ダイバーシティセミナー

女性活躍等に取り組む企業に所属の方を講師に迎え、女性活躍の必要性やメリット、ノウハウ等を学ぶセミナーを開催。

専門家派遣による受入環境整備支援

中小企業診断士等の専門家を派遣し、求職者のニーズにあった求人要件の設定や就労環境整備の実現に向けたアドバイスをおこなうなど、女性が活躍できる受け入れ環境を整備するための伴走支援を実施。



女性求職者向け支援

県内企業の魅力発見セミナー

就職・転職を希望している女性求職者を対象に、県内企業の魅力をPRするセミナーを開催。

キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー

子育てや介護等により、キャリアにブランクが生じている女性求職者を対象に、円滑な職場復帰を支援するためのセミナーを開催。

職場見学・マッチング交流会

就労先で働くイメージを醸成し、職場の雰囲気を感じられる職場見学や、企業のご担当者様と求職者の交流会を実施。



紹介予定派遣制度を活用した支援

人材育成プログラムの提案

研修プログラム等を活用し、就職に必要なビジネススキル習得の支援を行います。

人材マッチング支援

求人企業の人材ニーズをヒアリングし、事業に参加する女性求職者との適切なマッチングを実施致します。

キャリアコンサルティング

専任のキャリアコンサルタントが求職者の方の適性や希望に合った就労へと繋げるため、きめ細やかな職業相談を行います。



本事業の紹介予定派遣のメリットについて

紹介予定派遣とは？

紹介予定派遣とは、派遣期間終了後に本人と派遣先企業双方の合意のもと、直接雇用を結ぶことを前提とした働き方です。

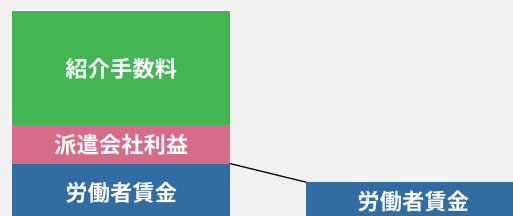
本事業の紹介予定派遣のポイント

有料職業紹介とは異なり、約2か月の派遣期間を通して求職者の適正を判断することができるため、直接雇用後のミスマッチを軽減することができます。また、本事業を活用することで、通常の紹介予定派遣と比べて負担費用が少なくなります。

本事業における紹介予定派遣の比較

通常の紹介予定派遣の場合

本事業をご利用した場合



ご紹介例

労働者賃金：1,100円・派遣会社利益：600円（ご請求単価：1,700円）
月間労働時間 160 時間かつ正社員後の仮定年収：250 万円の場合

採用費用 採用方法	派遣料金	紹介手数料	計
本事業における 紹介予定派遣	176,000 円 ※1	手数料なし ※2	176,000 円
通常の 紹介予定派遣	544,000 円	750,000 円	1,294,000 円
有料職業紹介		750,000 円	750,000 円

※1：派遣料金は、労働者賃金の 1/2 の金額負担のみとなります。

賃金 1,100 円 × 派遣期間 2 か月（320 時間）× 1/2 = 負担賃金 176,000 円

※2：紹介手数料が不要となります。（紹介手数料は仮定年収の 30% で試算）

ご請求単価は職種・職務内容によって変わります。詳しくはお問い合わせください。

本事業の紹介予定派遣サービス お申込みの流れ

STEP1 求人ヒアリング
求人サイトへ掲載

STEP2 求職者の人選

STEP3 求職者のご提案
選考開始（書類選考・面接・適性検査）

STEP4 内定承諾後、契約手続き
入社

STEP5 約 2 ヶ月の試用期間後（派遣契約）
両者同意の上、正社員切り替え

※派遣期間 2 ヶ月は目安です。期間は相談に応じます。

参加申し込み・お問い合わせ

下記「電話」「メール」「WEB」にてお気軽にご連絡ください。

電話

089-947-0038

平日（月曜～金曜）9 時 00 分～17 時 30 分

E-mail

ehime-seikikoyou@crie.co.jp

WEB

https://ehime-joseikoyoushien.jp/



主催：



運営事業者

事務局 | 受託会社：株式会社クリエアナブキ

〒790-0003 松山市三番町 4-9-6 NBF 松山日銀前ビル 8 階（株式会社クリエアナブキ内） | URL: https://www.crie.co.jp/

※本事業は、厚生労働省の地域活性化雇用創造プロジェクトの一環で愛媛県が実施する「令和 6 年度女性人材正規雇用マッチング支援事業」を、株式会社クリエアナブキが委託を受けて運営しております。

IT系の就職を目指している学生・求職者のみなさん



奨学金の返還を 支援します！

愛媛県と
県内企業が

IT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、
あらかじめ県の認定を受けた学生や求職者が、本制
度に登録した県内企業に就職し、継続して就業した
場合に、愛媛県と登録企業が共同で奨学金の返還を
助成するものです。

最大 **141.1** 万円
最長 **7** 年間助成



詳細はこちら



愛媛 IT奨学金



対象者 以下の3つすべてに該当する方

- 日本学生支援機構の **第一種・第二種奨学金の貸与を受けている方**
- 情報処理推進機構が定める **ITスキル標準レベル2以上** の情報処理技術者試験に合格している方
- 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する、卒業前年もしくは卒業年次の方
又は既卒者で **登録企業への就職を希望する方**（応募時点で登録企業に雇用されている方を除く）

3つすべてに該当したらまずは申請しよう！！

お問
合せ

愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課

〒790-8507 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

☎ 089-912-2506

✉ sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

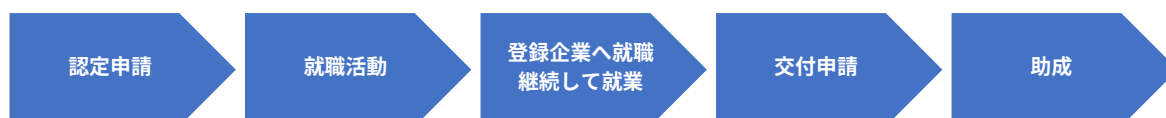
🏠 <https://www.pref.ehime.jp/page/5701.html>

愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）

制度の概要

- IT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、あらかじめ県の認定を受けた学生や求職者が、本制度に登録した県内企業に就職し、継続して就業した場合に、愛媛県と登録企業が共同で奨学金の返還を助成するものです。
- 助成金額は、1年間（10月分～翌9月分）の奨学金返還額の4/5又は20.16万円のいずれか低い額とし、最長7年間助成します。（最大141.1万円）
- 助成額は、原則として日本学生機構に支払います。（返還期間が短くなります）。

助成までの流れ



※就職活動後（内定取得後）に資格試験に合格した場合で、内定先企業（登録企業）の了承を得られた場合は、就職活動後に申請を行っても差し支えありません。（ただし、就職前（入社前）に申請を行う必要があります）

登録企業

登録企業は随時追加されますので、最新の状況は県のホームページにてご確認ください。



応募待ってるよ！



愛媛 IT奨学金



お問
合せ

愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課

〒790-8507 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2



089-912-2506



sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp



<https://www.pref.ehime.jp/page/5701.html>

IT PLACE:えひめ

「IT PLACE えひめ」は、愛媛県の優れた技術を持つIT企業の情報や、県が実施するデジタル人材確保・育成に関する取組みを総合的に発信するポータルサイトです

「IT PLACE えひめ」の特徴

IT人材向け

- 👉 県内IT企業の情報を集約した県内初のサイト！「エリア」や「職種」から企業を検索することができる機能を搭載！
- 👉 愛媛県の公式求人・移住情報サイト「あのこの愛媛」と連携し、求人情報へのアクセスが可能！
- 👉 愛媛県にUターン・IターンしたIT人材へのインタビュー記事や、愛媛の暮らしやすさに関する指標を掲載！

IT企業向け

- 👉 「DX実行プラン」や愛媛県が実施するデジタル人材の育成確保に関する補助制度やセミナー等の取組みを発信！

掲載希望企業、**随時募集中！**

☆「IT PLACE えひめ」URL <https://it-place-ehime.jp/>

お問い合わせ先

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課（松山市一番町四丁目4番地2）
TEL：089-912-2506 E-mail：sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp



事業者の方
必見情報！

愛媛県からのお知らせ

求人のお困りごとはこれで解決！



愛媛県 **公式** 求人・移住総合情報サイト

あのこの**愛媛** 〰

あの街、この町で、はたらこう

年間アクセス
20万件以上!!

求人のおこんなことにお困りではないですか？

- ☒ 応募がない...
- ☒ 掲載にお金をかけたくない...
- ☒ 応募者管理が大変...



3つの**メリット**

メリット1 登録→採用まで費用は **無料**

メリット2 県公式サイトで **安心**

メリット3 登録から求人掲載まで **簡単**

登録はコチラから

あのこの愛媛



<https://ano-kono.ehime.jp/>



「あのこの愛媛」は県内の求人情報を**全国**に届けます！

Point💡

県外からのアクセス数は約**7**割！

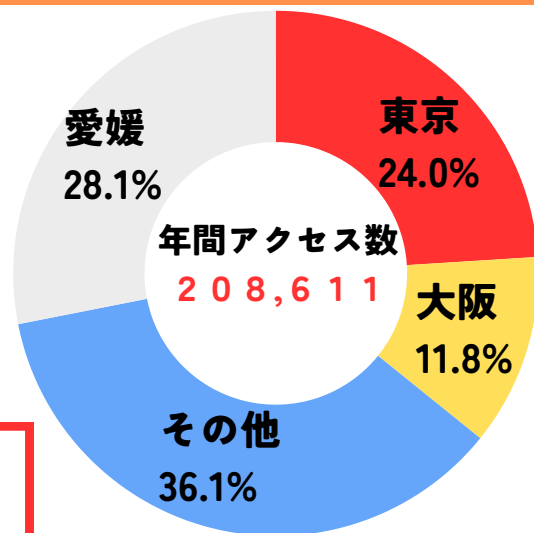
Point💡

令和5年度 約**7200**人



が愛媛県に移住しています

県外からの人材を獲得する機会が
あのこの愛媛にはあります！



令和5年度あのこの愛媛
地域別アクセス数

求人掲載まではたったの**3ステップ**



Step1

あのこの愛媛から利用申請

URLまたは二次元コードからアクセス！

<https://ano-kono.ehime.jp/st/register>

もしくは **あのこの愛媛** 🔍 で検索

事務局で事業者登録後、アカウントを発行します。



Step2

管理画面にログイン

初回ログインに関するメールが届きますので

案内に従ってログインしてください。



Step3

求人情報を作成し、情報を公開

求人情報の編集や公開/非公開の切替えは、

管理画面からいつでも変更可能です。

そして

求人に応募があったら

ご登録のメールアドレスにお知らせメールが届きます。

管理画面で応募者情報を確認し、応募者へご連絡ください。

選考後の採否結果の登録をお願いします。

操作にお困りのときは、サービスカウンターにご連絡ください！



anokono@hr-s.co.jp



<https://ano-kono.ehime.jp/st/faq/>

問い合わせ
フォーム



令和5年度よりスタートした “ひめボス宣言事業所” 認証制度

若年層の転出超過の解消に向け、
愛媛県が女性活躍や仕事と家庭の両立支援など
積極的に取り組む企業を認証し、
すべての人がいきいきと働ける環境づくりと
企業の成長をバックアップします。

認証事業所数

現在

203社

(※2024年3月6日時点)



HIMEBOSS

ひめボス

2024年度

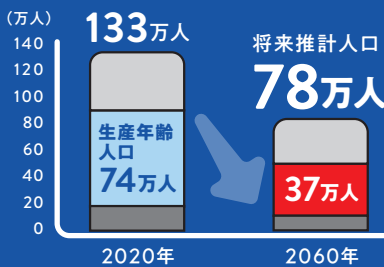
(令和6年度)

働く人に笑顔も。
企業に成長も。

このままだと...

愛媛県の総人口は
2060年に

4割減少



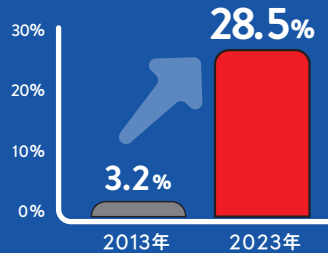
■ 0~14歳 ■ 15~64歳 ■ 65歳以上

※2020年「国勢調査」に基づき愛媛県が算出

ひめボス促進の効果もあり

県内企業の
男性の育児休業
取得率は

28.5%にUP!



出典：R5愛媛県「仕事と家庭の両立支援に
関する雇用環境調査」

ひめボス宣言事業所認証制度の目的

人口減少は、企業経営や事業継続に
大きな影響を及ぼします。

愛媛県の人口減少は、このまま何も対策を行わなければ、
2020年からの40年間で4割減となり、約78万人にまで減少
すると見込まれています。※ 地域が持続的に成長していくた
めには、雇用の場を提供する県内企業・事業所が、すべての
労働者にとって魅力的であるとともに、個人のライフステージ
の希望を叶えることが重要であると考えます。

みんなが活躍できる職場へ、 みんなに選ばれる企業へ。

愛媛県内企業が性別を問わず「選ばれる企業」として魅力的な職場へ変革・成長できるよう、女性活躍推進や仕事と家庭の両立支援等に取り組んでいる企業等を認証する制度です。



スーパー プレミアム認証 (上位認証)

認証に対する 奨励金
※2
100万円

常時雇用する労働者数
20人以上300人以下の
企業が奨励金支給対象

スーパープレミアム認証に必要な要件

1～4の要件を2つ以上(301人以上の企業は3つ以上)/5及び6の要件は必須

1	直近の事業年度 女性正社員の割合	国の平均値以上 または 4割以上 ※1
2 いずれか	直近の事業年度 女性正社員の平均継続勤続年数	国の平均値以上 ※1
	直近の事業年度 女性の平均継続勤続年数 (雇用管理区分ごと)	男性の 7割以上
3	直近の事業年度 女性管理職の割合	国の平均値以上 ※1
4 いずれか	直近の三事業年度 非正規女性の正社員転換	転換後 6箇月以上
	直近の三事業年度 離職した女性の正社員再雇用	再雇用後 6箇月以上
5	直近の事業年度 出産した女性の就業継続率	80%以上
6	直近の事業年度 男性の育児休業取得率	100%

※1 国の平均値/女性活躍推進法に関する厚生労働省通知で定める産業ごとの平均値 ※2 認証及び奨励金の支給は、要件達成のほか県の審査により決定。なお、奨励金は過年度に交付した回数を含め、1回限りの支給。2023年3月末までに旧制度のひめボス宣言事業所の登録、またはえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けている場合には、20人未満の事業所であっても支給対象。



基本認証

1～4の要件を
すべて満たすこと

基本認証に必要な要件

1	ひめボス事業所宣言書の提出
2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
4	育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント禁止規定の整備



実績に対する奨励金

※3

最大 **20万円**

常時雇用する労働者数

20人以上300人以下の企業が
奨励金支給対象

※3 認証及び奨励金の支給は、要件達成のほか県の審査により決定。奨励金の交付限度額は過年度に交付した額を含め最大20万円とする。2023年3月末までに旧制度のひめガス宣言事業所の登録、またはえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けている場合は、20人未満の事業所であっても支給対象。

2024年度(令和6年度)奨励金メニュー

※3

パターン1

女性活躍推進メニュー

A~Eのいずれか1つ

10万円

仕事と家庭の両立
支援メニュー

F~Jのいずれか1つ

10万円

パターン2

女性活躍
推進メニュー

A~E

仕事と家庭の
両立支援メニュー

F~J

A~Jの
いずれか1つ

10万円

働き方改革
メニュー

K・L

K・Lの
いずれか1つ

10万円



※4

※4 働き方改革メニューは単独での奨励金支給不可。A~Jのいずれか1つとセットで達成することが条件。

女性活躍推進メニュー

A



出産・育児・
介護で離職した
女性の
再雇用

RENEWAL

B



更衣室等
女性専用の
施設整備及び
女性採用増加

C



女性採用
説明会の開催
及び
女性採用増加

D



リカレント
教育制度の
創設及び
取得実績

E



女性管理職
(係長相当職以上)の
割合が
20%以上

NEW!

A~Eのいずれか1つ

奨励金 **10万円**

仕事と家庭の両立支援メニュー

F



男性の
育児休業等の
通算28日以上

G



男性の
育児休業
取得率100%
(取得者2人以上)

H



法定を上回る
両立支援の勤務・
休暇制度整備
及び取得実績

I



保育環境の
整備

NEW!

J



育児休業中の
応援手当または
代替人員の
確保

NEW!

F~Jのいずれか1つ

奨励金 **10万円**

働き方改革メニュー ※働き方改革メニューは、単独での申請不可

K



所定外労働の
削減

NEW!

L



柔軟な
働き方の実現
(フレックスタイム、
テレワーク、副業、
兼業など)

NEW!

K・Lのいずれか1つ

+A~Jのいずれか1つとセット

奨励金 **20万円**



えひめひめボス ポータルサイト



公式サイトは
こちら

申請はこちら

ひめボスポータルサイトより
申請を受け付けています
(メールや書面での申請も可)

認証奨励金種類	2024年度締切
奨励金スーパープレミアム認証	2025年1月31日
基本認証	2025年3月14日

※申請締め切りは予告なく変更になる場合がございます。最新情報は、ひめボスポータルサイトをご確認ください。

認証フロー



認証の支援

コンサルタント(社会保険労務士)によるサポートを、
無料で受けることができます

基本認証 取得支援 (一般事業主行動計画策定)	4 支援回数 回まで	2 訪問支援 回まで (オンライン可)	2 電話支援 回まで (メール含む)
スーパー プレミアム 認証取得支援	5 支援回数 回まで	2 訪問支援 回まで (オンライン可)	3 電話支援 回まで (メール含む)



お問い合わせ先

平日9:00~17:00
(年末年始12/29~1/3休業)

ひめボス事務局

〒790-8686 愛媛県松山市湊町7-7-1(セキ株式会社内)
メール:support@himeboss.jp

089-903-8822

訪問による説明・認証支援について

ひめボス推進アドバイザー

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2-5-7 別館1F
(一般社団法人愛媛県法人会連合会内)
メール:himenowa02@csc-ehime.jp

089-933-2660

愛媛県 子育て支援課 少子化対策・男女参画室

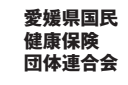
一人ひとりの働き方を考える企業、続々。

愛媛県の「ひめボス」事業では、働きやすさを推進する企業を認定しています。
中でも、特に優れた取り組みを行う企業には「スーパープレミアム認証」、
基準を満たした企業には「基本認証」が授与されます。

ひめボス認証企業数

現在 **480** 社

2024.10.22時点

 スーパープレミアム認証企業数 8 社 (認証取得順)	QRコードを掲載している企業は、「ひめボスポータルサイト」で取り組み内容を詳しくご覧になれます。
 みんなが主役 「変えたい想い」を共感する ジャスティン 株式会社 (四国中央市川之江町／製造業)	 互いに支え合う精神の上に 成り立った“働きやすさ”のある職場 株式会社 マルカワ (四国中央市川之江町／製造業)
 ルールを変える きちんと使える土壌をつくる 愛媛県国民健康保険団体連合会 (松山市高岡町／サービス業(他に分類されないもの))	 女性が自らの力を 輝かせることのできる風土がある 佐川印刷 株式会社 (松山市間屋町／情報通信業)
 全ての社員が能力を発揮できるように 職場環境を目指す 株式会社 伊予鉄高島屋 (松山市湊町／卸売業・小売業)	 人を繋ぐ。企業に寄り添う。 地域と共に歩む。 株式会社 愛媛銀行 (松山市勝山町／金融業・保険業)
 多様性を力に 共に成長する未来へ 株式会社 伊予銀行 (松山市南堀端町／金融業・保険業)	 すべての従業員が 働きやすい環境を目指します 株式会社 アイクコーポレーション (松山市来住町／情報通信業)

基本認証企業数 472 社(五十音順)

農業・林業・漁業	うま農業協同組合 愛媛県漁業協同組合 愛媛県森林組合連合会 愛媛たいき農業協同組合 えひめ中央農業協同組合 えひめ南農業協同組合 えひめ未来農業協同組合 越智今治農業協同組合 久万広域森林組合 大祐漁業(株) 東宇和農業協同組合 ベルグアース(株) 松山市農業協同組合
建設業	(株)愛亀 (株)相中組 (株)青井建設 (株)浅田組 朝日建設(株) (株)有光組 安藤工業(株) 伊方サービス(株) 石岡建設(株) 泉建設(株) 泉建設工業(株) (株)一宮工務店 一若建設(株) いづも(株) 稲見電気(株) 井原工業(株) (株)伊予建設 (株)伊予ブルドーザー建設 (株)入江組 宇和土建(株) 愛媛建設(株)

建設業	(株)神野工務店 神野電気(株) (有)真和建設工業 末広工業(株) (株)杉野工務店 住共エンジニアリング(株) 西南建設(株) (株)ダイキアキシス (有)大寿建設 大伸建設(有) 大進建設(株) (有)大成工業 大和コンストラクション(株) 大和リース(株) 高橋建設工業(株) 谷本建設工業(株) (株)田野電設 中央建設(株) (株)DAD (株)藤堂組 富永建設(株) (株)長浜機設 南予建工(有) パナソニックホームズ(株) (株)濱崎組 尾藤建設(株) (株)びるり (株)広瀬建設 (株)風土 藤岡建設(株) (株)藤田組 (株)二神組 堀田建設(株) (有)松本組 マルマストリグ(株) (株)宮崎組 (株)森本
------------	---

建設業	(株)矢野正建設工業 (株)山全 (有)ヤマナカ 山本建設(株) (株)山本工務店 (株)游亀 (株)よしだ 米谷建設(株) (株)四電工 (株)渡辺建設 (有)渡部興産 ワタナベ塗装(有)
製造業	愛建電工(株) 愛和印刷(株) 菱機工(株) 浅川造船(株) 朝日共販(株) (株)アテックス (株)あわしま堂 井関農機(株) (株)一六 イトマン(株) イワキテック(株) ウダカエンジニアリング(株) (株)えひめ飲料 愛媛製紙(株) エリエールプロダクト(株) (株)エルムア(株) (株)大石工作所 (株)オカベ カクケイ(株) 技研工機(株) 協和紙工(株) (株)栗之浦ドック (株)コスにじゅういち コンテックス(株)

製造業	三栄紙業(株) (株)サンフーズ サンヨー食品(株) JAえひめアイパックス(株) JAえひめフレッシュアーズ(株) (株)四国シキシマパン 四国乳業(株) 四国溶材(株) シブヤ精機(株) 寿東産業(株) (株)新来島どっく シンワ(株) 住友重機械プロセス機器(株) 西南開発(株) セキ(株) (株)セラテック CELCO JAPAN(株) 仙味エキス(株) 大王製紙(株) ダイオーエコワーク(株) ダイオーエンジニアリング(株) (株)大昌鉄工所 田中技研(株) (株)中温 (株)長曽鉄工所 ツウテック(株) ツバメ工業(株) 帝人興産(株) 東芝ライテック(株) (株)トーヨ 西染工業(株) ニッシン・グルメビーフ(株) 萩尾機械工業(株) 萩尾高圧容器(株) (株)ハタダ 八水蒲鉾(株) 服部製紙(株)
------------	---

製造業	(株)ハラブレックス (株)ビージョイ 檜垣造船(株) (株)ヒカリ 福助工業(株) (株)フジコン (株)藤田製作所 (株)母恵夢本舗 (株)松山機型工業 丸石製紙(株) 丸菱ペーパーテック(株) 三浦工業(株) 三木特種製紙(株) 三好造船(株) (株)三好鉄工所 (株)モリオト (株)モリオトプロダクツ ヤマキ(株) (株)山田屋 (株)ユタカ (株)リブドゥコーポレーション リンテック(株) ルナ物産(株)
------------	---

水産業	電気・ガス・ 熱供給
------------	---------------

情報通信業	四国ガス(株) 四国電力(株) 四国電力送配電(株) 住友共同電力(株) 正起ガス(株) RNBコーポレーション(株) (株)あいテレビ (株)アイムービック (株)いよぎんコンピュータサービス (株)エス・ピー・シー (株)エヌ・ティ・ティ・データ四国 (株)愛媛CATV (株)愛媛新聞社 (株)愛媛電算 (株)えひめリビング新聞社 サイボウズ(株) Sky(株) (株)デジタルピア 南海放送(株) (株)パルソフトウェアサービス (株)ビット (株)ファインデックス
--------------	--

運輸業・郵便業	伊予鉄タクシー(株) 伊予鉄道(株) 伊予鉄バス(株) 宇和島自動車(株) 大西物流(株) 川之江港湾運送(株) 桑原運輸(株) 四国西濃運輸(株) 四国名鉄運輸(株) 四国旅客鉄道(株) (株)瀬戸内しまなみリーディング 大王海運(株) 大王海運物流(株) ダイオーロジスティクス(株) 日本興運(株) ベガサス運輸(株) 美須賀海運(株) (株)森美興産
----------------	--

卸売業・小売業	アカマツ(株) (株)アスティス 石崎商事(株) イオスイ(株) 伊予鉄商事(株) 愛媛飼料産業(株) 愛媛大学生活協同組合 愛媛トヨタ自動車(株) 愛媛トヨペット(株) 愛媛南部ヤクルト販売(株) (株)愛媛プレスウイン (株)オズメッセ
----------------	---

卸売業・小売業	カミ商事(株) 亀岡ガス販売(株) (株)亀岡商店 (株)キクノ (株)ゴークラ サトー産業(株) 四国ガス燃料(株) 四国建販(株) 四国スバル(株) 生活協同組合コープえひめ (株)セブンスター (株)そごうマート 大黒工業(株) 大豊産業(株) (株)大屋 太陽石油販売(株) (株)高橋栄商店 高松石油(株) (株)田坂若水 (株)つるや トヨタL&F西四国(株) (株)NAKAGAMI (株)南予ビージョイ (株)日東物産 ネットヨク愛媛(株) (株)フジ (株)フジ・アグリフーズ (株)松宮 (株)松山生協 (株)モバイルコム ユニ・チャーム(株) (株)ヨンキョウ (株)よんやく (株)レディ薬局
----------------	---

金融業・保険業	アフラック生命保険(株) 宇和島信用金庫 愛媛県信用農業協同組合連合会 愛媛県信用保証協会 愛媛信用金庫 第一生命保険(株) 東予信用金庫 三井住友海上エイジェンシー・サービス(株) (株)ゆうちょ銀行
----------------	---

不動産業・物品賃貸業	(株)伊予鉄グループ 大屋不動産(株) (株)日本エイジェント
-------------------	---------------------------------------

専門・技術・サービス業	(株)小笠原工務所 社会保険労務士法人 岡部経営労務管理事務所 (株)西条環境分析センター 四国建設コンサルタント(株) (有)清水式賞金研究所 住重アテックス(株) 高田勝人税理士事務所 (株)ミズキコンサルタント
--------------------	--

飲食・宿泊業・サリシム業	ANAクラウンプラザホテル松山(松山総合開発(株)) エリエールフーズ(株) (株)かどや (株)グラン・ジュテ (株)古湧園 (株)ホテル椿館 (有)大和屋本店旅館
---------------------	---

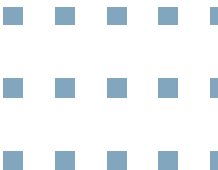
娯楽業・サリシム業・生活関連	石田クリーニング(株) エリエールライフ(株) (株)エリエールリゾーツゴルフクラブ (有)奥島観光 南国産業(株) (一社)新居浜カントリー倶楽部 (株)フジ・トラベル・サービス (株)ベルモニー (株)レスバスコーポレーション 国立大学法人愛媛大学
-----------------------	---

学習・支援業	(学)聖カタリナ学園 (学)新田学園 (学)松山学園 (学)松山東雲学園
---------------	---

教育・学習支援業	(学)松山聖陵学園 (学)松山大学 やまもと学習サポート教室
医療・福祉	(医)愛寿会 (福)愛美会 (株)アクティブモア (株)アクト企画 (株)アルティザン (福)伊方社会福祉協会 (医)生きる会 瀬戸内海病院 (福)和泉蓮華会 (福)今治市社会福祉協議会 (福)今治福祉施設協会 (福)宇和島市社会福祉協議会 (福)宇和島福祉協会 (株)エイジングウェル (福)愛媛県社会福祉事業団 (公財)愛媛県総合保健協会 (有)エンジェル・コール (福)大洲市社会福祉協議会 (医)かとう歯科医院 きくぞのケアパーク(株) (福)亀天会 (福)共生福祉会 (医)栗整形外科病院 (福)来島会 (株)ケアジャパン (医)弘仁会 (医)高仁会 (医)厚仁会 波方中央病院 (株)ココロココ (福)ことぶき会 (福)三恵会 (株)ジェイコム (医)慈強会 (福)四国中央市社会福祉協議会 (医)慈風会 白石病院 (医)社団更生会 (株)ジャックと豆の木園 (福)正和会 (医)恕風会 (株)シルバークアサービス (有)トシシア (医)仁清会 野本記念病院 (株)新風会 (医)仁勇会 (福)すいよう会 (福)聖風会 (福)聖マリア会 (福)西予総合福祉会 (医)清和会 (医)専心会 (福)泰斗福祉会 (有)ダイヤ住宅販売 (医)団仲会 奥島病院 (福)常美会 (医)天真会 (福)道真会 (福)新居浜市社会福祉協議会 (福)白寿会 (株)華桔梗 (福)はびねす福祉会 (株)響 (福)福角会 (福)ふたば会 (医)平成会 山内病院 (医)北辰会 (有)ほくと (医)北斗会 大洲中央病院 (医)補天会 光生病院 (福)松野町社会福祉協議会 (福)松山市社会福祉協議会 (医)松山ハートセンター (株)マミーズファミリー (福)御荘福祉施設協会 (医)ミネルフ会 渡辺病院

医療・福祉	(医)みのり会 (福)三善会 (医)門の内会 (福)八幡浜市社会福祉協議会 (医)佑心會 堀江病院 (福)悠々会 (有)ユニット・ワン (医)陽成会 広瀬病院 (株)よんでんライフケア (有)リハビリステーションみかん (福)わかば会 (福)和光会
サービス業(他に分類されないもの)	(株)アイ・エス・ディー アビリティセンター(株) アルティウスリンク(株) (株)イナミコーポレーション 伊予鉄総合企画(株) 宇和島商工会議所 (株)ANAエアサービス松山 愛媛県商工会連合会 (一社)愛媛県法人会連合会 (一社)えひめ若年人材育成推進機構 愛媛総合警備保障(株) (株)カスターリレーションテレマーケティング (株)カナン・ジオリサーチ 共立自動車(株) (株)建設マネジメント四国 (株)西条産業情報支援センター (株)彩さ美 (株)ザ・ワークス 四国アイビ(株) 四国中央商工会議所 (株)第一開発 大王製紙保安検査システム(株) (株)長崎商事 南レク(株) 新居浜商工会議所 (株)西村商事 (株)富士通コミュニケーションサービス (株)松山ニューサービス (株)LOHAS (特非)ワークライフ・コロバ

地方公共団体等 ※東中南予順	(公財)えひめ女性財団 愛媛県 愛媛県教育委員会 愛媛県警察本部 今治市 新居浜市 西条市 四国中央市 上島町 松山市 伊予市 東温市 久万高原町 松前町 砥部町 宇和島市 八幡浜市 大洲市 西予市 内子町 伊方町 松野町 鬼北町 愛南町
-----------------------	--





Praise for Himeboss Office

令和6年度 愛媛県 ひめボス宣言事業所魅力化支援事業
ひめボス宣言事業所アワード

開催日

2025
2/26
Wed.

広がる「ひめボス」の輪。

県内で加速するダイバーシティ推進。
成功する組織変革のヒントがここにある。

時間 13:30～
15:30 (13:00開場)

参加費 無料
定員 80名



ひめボス
スーパープレミアム
認証事業所

表彰7社

基調講演

「多様性を活かす
これからの職場とは」

講師

株式会社東レ経営研究所 DE&I共創部長
宮原淳二氏

大企業での営業や商品開発・マーケティング、人事制度企画、採用研修など多彩な経験を持つ宮原淳二さんを講師に迎え、組織変革のヒントを学びます。



[主催] 愛媛県 子育て支援課 少子化対策・男女参画室
[企画・運営] 株式会社エス・ピー・シー

参加には事前申込が必要です お申込方法は裏面をご覧ください



令和6年度 愛媛県
ひめボス宣言事業所魅力化支援事業

ひめボス宣言 事業所アワード

開催日
2025.2.26 Wed

時間 **13:30～15:30** (13:00開場)
会場 **ANAクラウンプラザホテル**
南館2階「サファイアルーム」

令和5年度にスタートしたひめボス宣言事業所認証制度。
昨年度は214社だった認証取得事業所が、現在では600社以上(2025年1月現在)に急拡大しています。
多くの事業所が組織変革を推進し、仕事と家庭の両立を実現していく中、さらにその加速を目的に、
今年も新たな視点や具体的な改善策を共有する場で、働きやすい職場づくりのヒントを見つけませんか？

プログラム

13:30 開会

13:40～ ひめボススーパープレミアム
14:20 認証事業所 表彰

14:20～
14:30 休憩

14:30～
15:30 基調講演(質疑応答含む)

15:30 閉会

※閉会后、16:00頃まで認証事業所参加者による
交流の時間を設けます。

【司会】

フリーアナウンサー 大澤さつきさん

1995年、愛媛朝日テレビ開局1期生アナウンサーとして入社。報道・バラエティ番組を経て、2004年に退社後フリーへ転向。現在はFM愛媛のパーソナリティや式典、講演会司会、ナレーションなど幅広く活動。

基調講演

講演タイトル

「多様性を活かすこれからの職場とは」

少子高齢化が進む中、企業を取り巻く環境は大きく変化しています。多様な価値観を持つ人々が集まることで、組織はどのように生まれ変わり、未来を創出していくのか。具体的な事例を交えながら、共に考えていきましょう。

【講師】

株式会社東レ経営研究所DE&I共創部長
宮原淳二氏



資生堂に21年間勤務し、営業、商品開発等、様々な業務経験を経て人事労務全般を担当。100名超の女性社員をマネジメントした実績を持つ。2011年より東レ経営研究所に転職。政府の審議会委員に数多く任命されるほか、働き方改革に関する講演を官公庁、企業、労組等で多数実施。

【講演実績】

- 多様な価値観を持つ社員を活かすダイバーシティ&インクルージョン研修～クロスロードダイバーシティゲーム～
- 【オンライン版】在宅ワーク/テレワークの働き方マネジメントのポイント
- ～多様な人材を組織で活かす～職場におけるLGBT社員への対応

令和5年度開催の様子

「また参加したい」の声が
98.6%

昨年度の「ひめボス宣言事業所アワード」では、100名を超える県内の経営者層や管理者層が集まり職場改善のヒントを共有しました。参加者の満足度も高く、実践的な気づきやネットワーク構築の機会として好評をいただきました。



▶
レポ
ー
ト
は
こ
ち
ら
か
ら



申込方法等の詳細は下記HPをご覧ください

<https://himeboss.jp/> ひめボス 愛媛 🔍

【お問合せ】089-945-1139(株式会社エス・ピー・シー)

※本事業は、一般社団法人愛媛県法人会連合会及び、ひめボス宣言事業所魅力化支援業務共同事業体(株式会社エス・ピー・シー、セキ株式会社)に委託し運営しています。

参加申込
受付中▶

QRコードを読み
取ってください。



労働委員会の窓（令和7年1月分）

《会議関係》

- 1月10日 第1344回公益委員会議
「令和6年（不）第1号事件の審査経過について」など4件
- 1月24日 第1239回愛媛県労働委員会総会
「令和6年（不）第1号事件について」など8件

《集团的労使紛争関係》

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
6年(不) 第1号	福祉業	R6.3.21	1,3	不利益取扱い是正 支配介入の禁止 謝罪文の掲示等	係属中
6年(不) 第2号	建設業	R6.6.13	2	団体交渉応諾	係属中

○ 調整事件

事件番号	業種	申立年月日 申 請 者	区分	調整 回数	調整事項	終結状況
7年調整 第1号	福祉業	R7.1.31	あっせん	-	法定休日の明示 休日出勤手当の遡及支給	係属中

《個別的労使紛争関係》

○ あっせん事件

事件番号	業種	あっせん事項	申出年月日 申 出 者	あっせん 回 数	終結状況
6年個別 第1号	医療業	退職金・解雇予告手 当・慰謝料等の支払い	R6.2.28 労働者	2回	解決
6年個別 第2号	医療業	精神的・経済的損失に 対する金銭的補償	R6.4.9 労働者	-	不開始
6年個別 第3号	宿泊業	断続的労働の許可が下 りていない期間の賃金 の引上げ及び再計算	R6.6.11 労働者	-	不開始
6年個別 第4号	宿泊業	断続的労働の許可が下 りていない期間の賃金 の引上げ及び再計算	R6.6.11 労働者	-	不開始
6年個別 第5号	サービス業	仕事を与えられなかつ た1か月間の給与補償	R6.7.5 労働者	1回	打ち切り

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
1 月	17	26
累計（4月～）	244	363

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。

相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町 132 番地

メールアドレス roudoum@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirom/>

2025(令和7)年1月27日以降に受給資格決定を受ける方 オンラインによる失業認定が受けられます

雇用保険による基本手当の受給は、4週間に一度の認定日にハローワークにお越しいただき、失業の認定を受けることが必要です。ハローワーク〇〇では、育児中の方など条件（※）を満たす方のうち希望する方に、ご自宅からのオンラインによる失業認定を実施します。

※ 概ね小学3年生までの子を育児中の方、障害をお持ちの方、難病患者、長期療養者、親族である要介護者を介護中の方、住居所管轄ハローワークからご自宅までの往復所要時間が概ね4時間以上の方で、適切にシステムを操作してオンライン失業認定を受けることが可能と認められること

オンライン・ハローワークシステムへの利用者登録

オンラインによる失業認定を受けるためには「オンライン・ハローワークシステム」から「利用者登録」が必要です。

アクセスや操作マニュアルはこちらからご覧ください。

オンライン・
ハローワークシステム



システム操作
の流れ（動画）



共通操作



失業認定-面談あり



オンライン失業認定の流れ



タイミングなどについてハローワークから個別に指示があった場合はそれに従ってください。
「前々日」等は、全てハローワークの開庁日での表示になります。



オンライン失業認定チェックリスト

- オンライン面談にかかる費用（電気代や通信費等）は求職者のご負担となります。
- ご利用のスマートフォン等の端末の推奨環境を満たす必要があります。

推奨・動作環境		
OS	Android5.0以降、iOS11.0以降	推奨
ブラウザ	Google Chrome、Safari	推奨
	Firefox68	動作可能

- オンライン・ハローワークシステム（以下「システム」といいます。）からのメールを受信できるようにしてください。ドメイン指定をされている方は、「@online-hellowork.mhlw.go.jp」から受信できるように変更してください。
- システムの利用に当たっては、あらかじめ利用規約への同意が必要になります。利用規約への同意はシステムの操作の中で行います。
- システムの操作に当たっては、動画とマニュアルをご覧ください。また、操作方法に関するご不明点は、ヘルプデスクにお問い合わせください。
- 雇用保険説明会の開庁日で2日前までにオンライン・ハローワークシステムの「利用者登録」及び「受給資格者証請求」を完了させてください。その後、雇用保険説明会前までに受給資格者証を送付しますので、スマートフォン等の端末へ保存しておいてください。
- 雇用保険説明会にはオンライン面談で利用するスマートフォン等の端末を持参してください。スマートフォン等から閲覧いただく受給資格者証の内容について説明をするとともに、初回のオンライン面談の予約についてご案内します。
- オンライン面談は、来所による失業認定と同様、混雑状況等により待ち時間が発生する場合があります。
- オンライン面談開始30分前までに失業認定申告書の電子申請が完了しなかった場合、通信障害等でオンライン面談ができない場合、認定日変更が必要な場合は、通常の来所による失業認定となります。
- 2回目以降の失業認定日の面談予約は、次回認定日の開庁日で2日前までに行ってください。面談予約は指定された日時で予約してください。指定した日時で予約していない場合は「不受理」メールが届きますので再度面談のご予約をしてください。
- そのほか各期限までに必要なシステムの操作ができなかった場合など適切にオンラインによる失業認定を受けるために支障がある場合、来所による通常の失業認定を指示することがあります。来所による通常の失業認定を受ける場合は、受給資格者証が確認できるスマートフォン等の端末、マイナンバーカード等の本人確認書類持参してください。
- 転居して管轄ハローワークに変更がある場合、転居前の管轄ハローワークで保管している受給資格者証をお渡ししますので、転居前の来所をお願いします。来所が困難である場合、その旨を転居前のハローワークにご連絡ください。

お困りごとや不明点はお問い合わせください

ヘルプデスク 0570-028-609

受付可能時間：平日8:00～18:00 ※年末年始（12/29～1/3）は受付可能時間より除く

登録商標又は商標：本リーフレットに記載されている以下の会社名、製品名は、各社の登録商標又は商標です。

・Zoomは、Zoom Video Communications, Inc. の商標又は登録商標です。

2025(令和7)年1月27日以降に受給資格決定を受ける方 オンラインによる失業認定が受けられます

雇用保険による基本手当の受給は、4週間に一度の認定日にハローワークにお越しいただき、失業の認定を受けることが必要です。

ハローワーク〇〇では、就職支援プログラム対象者で条件（※）を満たす方のうち、希望する方に、ご自宅からのオンラインによる失業認定を実施します。

※失業認定の対象期間に就職支援プログラムの支援期間や支援期間終了後のフォローが行われる期間が一部でも含まれること

オンライン・ハローワークシステムへの利用者登録

オンラインによる失業認定を受けるためには「オンライン・ハローワークシステム」から「利用者登録」が必要です。アクセスや操作マニュアルはこちらからご覧ください。



オンライン失業認定の流れ



タイミングについてハローワークから個別に指示があった場合はそれに従ってください。

「前々日」「前日」等は、全てハローワークの開庁日での表示になります。



オンライン失業認定チェックリスト

- オンライン書面認定にかかる費用（電気代や通信費等）は求職者のご負担となります。
- ご利用のスマートフォン等の端末の推奨環境等を満たす必要があります。

推奨・動作環境		
OS	Android5.0以降、iOS11.0以降	推奨
ブラウザ	Google Chrome、Safari	推奨
	Firefox68	動作可能

- オンライン・ハローワークシステム（以下「システム」といいます。）からのメールを受信できるようにしてください。ドメイン指定をされている方は、「@online-hellowork.mhlw.go.jp」から受信できるように変更してください。
- システムの利用に当たっては、あらかじめ利用規約への同意が必要になります。利用規約への同意はシステムの操作の中で行います。
- システムの操作に当たっては、動画とマニュアルをご覧ください。また、操作方法に関するご不明点は、ヘルプデスクにお問い合わせください。
- 就職支援プログラム対象者に選ばれた後の次回認定日の開庁日で、前々日までにオンライン・ハローワークシステムの「利用者登録」および「受給資格者証請求」を完了させてください。その後、その次回認定日の前日までに受給資格者証を送付しますので、スマートフォン等の端末へ保存しておいてください。
- 認定日当日の午前中に失業認定申告書の電子申請が完了しなかった場合、通信障害等で電子申請ができない場合、認定対象期間に1日でも「就職・就労」「内職・手伝い」をされた日がある場合、認定日変更が必要な場合は、通常の来所による失業認定となります。
- 電子申請をいただいた失業認定申告書の内容に不備がある場合、電話確認をさせていただく場合がありますので、認定日当日はいつでもお電話に出られるようにご準備をお願いします。この電話確認ができない場合、支給処理が遅れることがあります。
- そのほか、各期限までに必要なシステムの操作ができなかった場合など適切にオンラインによる失業認定を受けるために支障がある場合、来所による通常の失業認定を指示することがあります。来所による通常の失業認定を受ける場合は、受給資格者証が確認できるスマートフォン等の端末、マイナンバーカード等の本人確認書類持参してください。
- 転居して管轄ハローワークに変更がある場合、転居前の管轄ハローワークで保管している受給資格者証をお渡ししますので、転居前の来所をお願いします。来所が困難な場合には、その旨を転居前のハローワークにご連絡ください。

お困りごとや不明点はお問い合わせください

ヘルプデスク 0570-028-609

受付可能時間：平日8:00～18:00 ※年末年始（12/29～1/3）は受付可能時間より除く

登録商標又は商標：本リーフレットに記載されている以下の会社名、製品名は、各社の登録商標又は商標です。

2025年4月から 「出生後休業支援給付金」を創設します

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

1 支給要件

被保険者（雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。）が、次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」を支給します。

- ① 被保険者が、対象期間※に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- ② 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（裏面の3参照）に該当していること。

※ 対象期間：

- ・被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間。
- ・被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間。

➤ 2025年4月1日より前から引き続いて育児休業をしている場合は、下線部分を「2025年4月1日」として要件を確認します。

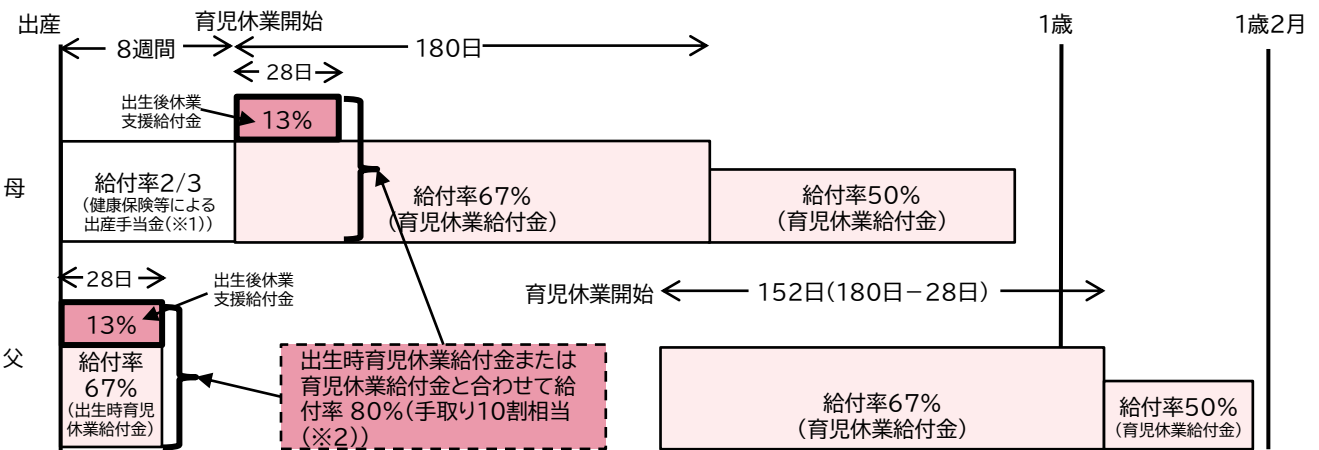
2 支給額

支給額＝休業開始時賃金日額※1×休業期間の日数（28日が上限）※2×13%

- ※1 同一の子に係る最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額。
- ※2 支給日数は、対象期間における出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業の取得日数であり、28日を上限とする。

支給額のイメージ

※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージを記載しています。



- ※1 出産手当金につきましては、ハローワークが取り扱う制度ではありません。ご自身が加入している健康保険等の運営機関へお問い合わせください。
- ※2 育児休業中は申出により健康保険料・厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。また、育児休業等給付は非課税です。このため、休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。ただし、休業開始時賃金日額には上限額（2025年4月1日時点：15,690円（毎年8月1日に改定））があることにご留意ください。
- ※3 就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行いません。

3 配偶者の育児休業を要件としない場合

子の出生日の翌日において、次の1～7のいずれかに該当する場合は、配偶者の育児休業を必要としません。なお、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、必ずいずれかの事由(主に4, 5, 6のいずれか)に該当することとなりますので、配偶者(母親)の育児休業取得の有無は要件になりません。

1. 配偶者がいない

配偶者が行方不明の場合も含まれます。ただし、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限りません。

2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中

4. 配偶者が無業者

5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

6. 配偶者が産後休業中

7. 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

配偶者が日々雇用される者など育児休業をすることができない場合や、育児休業をしても給付金が支給されない場合(育児休業給付の受給資格がない場合など)が該当します。なお、単に配偶者の業務の都合により育児休業を取得しない場合等は含まれません。

4 支給申請手続

- ・ 出生後休業支援給付金の支給申請は、原則として、出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給申請と併せて、同一の支給申請書を用いて行っていただくこととなります。
- ・ 出生時育児休業給付金または育児休業給付金の申請後に、出生後休業支援給付金の支給申請を別途行うことも可能ですが、その場合は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給された後に申請してください。

出生後休業支援給付金の支給要件を満たす場合は、支給申請書にある次の Ⅰ Ⅱ Ⅲ の項目のいずれか一つを記入してください。(複数記載は不可)

Ⅰ 「配偶者の被保険者番号」欄

- ✓ 配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を一定の期間(注)に14日以上取得した場合は、「配偶者の被保険者番号」欄を記入してください。ハローワークにおいて、記入された番号における出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給日数が要件を満たしているかの確認を行います。
- ✓ 配偶者が出産してる場合は、配偶者が一定の期間(注)に育児休業をすることはありませんので、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することはなく、「配偶者の状態」欄を記載いただくこととなります。

Ⅱ 「配偶者の育児休業開始年月日」欄

- ✓ 配偶者が公務員(雇用保険被保険者である場合を除く。)であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間(注)に14日以上取得した場合は、「配偶者の育児休業開始年月日」欄を記入してください。この場合、育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写しや共済組合からの給付金の支給決定通知書の写しなど配偶者が一定の期間(注)に14以上の育児休業の取得していることが確認できる書類を添付してください。
- ✓ 「配偶者の被保険者番号」欄と同様、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することではなく、「配偶者の状態」欄を記載いただくこととなります。

Ⅲ 「配偶者の状態」欄

- ✓ 子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当する場合は、「配偶者の状態」欄に該当する番号を記入してください。この場合、配偶者の状態を確認できる書類を添付してください。必要な書類についてはパンフレット「育児休業等給付の内容と支給申請手続」にてご確認ください。

(注)一定の期間とは、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間をいいます。

■ 育児・介護休業法と次世代育成支援対策推進法の内容が一部改正されます

施行日

改正内容

令和7年4月1日

- 子の看護休暇の見直し(取得事由、対象となる子の範囲の拡大等)
- 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大(3歳になるまでの子→小学校就学前の子)
- 3歳になるまでの子を養育する労働者に関するテレワークの努力義務
- 育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大
(常時雇用する労働者数1,000人超の事業主→300人超の事業主)
- 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付け
- 介護に直面した旨を申し出た労働者に対する両立支援制度等についての個別の周知・意向確認
- 労働者への介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供の義務付け
- 介護に関する雇用環境整備の義務付け
- 介護休暇の労使協定の仕組みの見直し
- 家族を介護する労働者に関するテレワークの努力義務

令和7年10月1日

- 「柔軟な働き方を実現するための措置」の創設
- 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前の個別の意向聴取・配慮

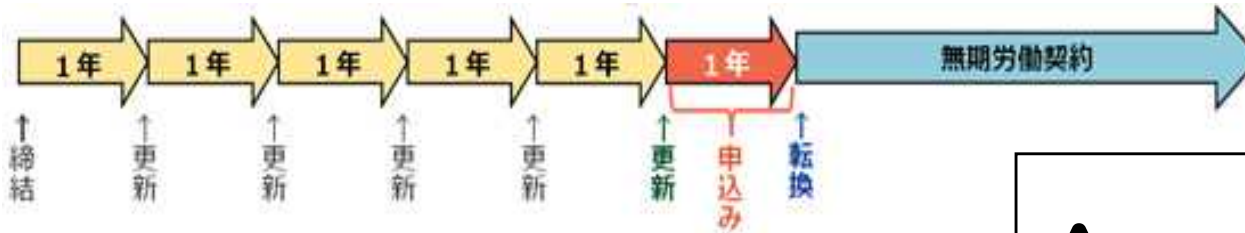
問合せ先

愛媛労働局 雇用環境・均等室
790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階
089-935-5222

知っておきたい！！ 無期転換ルール Q&A

無期転換ルールとは、労働契約法第18条により、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約を1回以上更新し、通算で5年を超えたときに、労働者の申込みにより無期労働契約に転換されるルールです。

契約社員やパート、アルバイトなど名称は問わず、全ての企業が対象です。



有期契約労働者の
無期転換
ポータルサイト



Q

申込みがあれば、すぐに無期労働契約になりますか？

A

無期労働契約の始まりは、有期労働契約の末日の翌日からとなります。

例：2024年4月1日～2025年3月31日の契約
無期転換となるのは2025年4月1日

Q

申込みを拒むことはできますか？

A

無期転換の申込みがあった場合は、その時点で無期労働契約が成立するため、申込を拒むことはできません！

申込みは口頭でも有効ですが、紛争防止の観点から書面で申し込むことをお勧めします！

無期転換ルールに関する問い合わせは
愛媛労働局 雇用環境・均等室
電 話 089-935-5222

無期転換サイト

検 索



労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されました

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正しています。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。

(例) 製造業＞食料品製造業＞水産食料品製造業＞水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。

(例) 生産工程従事者＞製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）＞食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。

(例) 傷病名：負傷＞切断
傷病部位：頭部＞鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に当たっては

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

＼スマートフォンからの電子申請も可能です／
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします



令和 6 年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」で県内の 3 名の職長が受賞

厚生労働省はこのほど、優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署で作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長※111 名を、令和 6 年度の「安全優良職長」として厚生労働大臣から顕彰することを決定しました。

この制度は、高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長を顕彰することにより、その職長を中心とした事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的に実施しています。平成 10 年度から始まり、今回で 27 回目となります。

この度、愛媛労働局管内の事業場より 3 名の方が栄えある、令和 6 年度の「安全優良職長」として厚生労働大臣から顕彰されていますのでご紹介いたします。

※「職長」とは、事業場で部下の作業員を直接指揮監督し、作業の安全確保・遂行に責任を持ち、第一線において「安全」を実現する監督者のこと。班長、作業長などとも呼ばれ、「安全のキーパーソン」と言われる。

令和 6 年度 安全優良職長構成労働大臣顕彰 受賞者名簿

※順不同、敬称略

氏 名	所属事業場名	都道府県名
兵頭 尚	株式会社山鐵	愛媛
土岐 憲一郎	四国電力株式会社 火力本部西条発電所	愛媛
佐藤 晴彦	東レ株式会社 愛媛工場	愛媛

採用試験募集要項

Labour Standards Inspector Recruitment Exam 2025

試験日程

インターネット 申込み	第1次試験日	第1次試験 合格発表日	第2次試験日	最終 合格発表日	勤務を 希望する 労働局で 採用面接
令和7年 2/20(木) ~3/24(月)	5/25(日)	6/17(火)	7/8(火) ~7/11(金)	8/12(火)	

受験資格

- ◆平成7年4月2日から平成16年4月1日生まれのもの
- ◆平成16年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
- ①大学を卒業した者及び令和8年3月までに大学を卒業する見込みの者
- ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度

◆大学卒業程度

採用予定者数

- ◆労働基準監督A(法文系)
約150名
- ◆労働基準監督B(理工系)
約40名

第1次試験(2024年度採用試験実績。今年度採用試験については、令和7年2月3日に人事院から公表される予定です。)

- 基礎能力試験(多肢選択式)** ◆知能分野24題(文章理解[10]、判断推理[7]、数的推理[4]、資料解釈[3])
※A区分・B区分共通 ◆知識分野6題(自然・人文・社会に関する時事、情報[6])

専門試験(多肢選択式)

- 労働基準A** ◆必須問題12題(労働法[7]、労働事情[5])
◆選択問題36題中28題(憲法、行政法、民法、刑法[16]、経済学、労働経済・社会保障、社会学[20])
労働基準B ◆必須問題8題(労働事情[8])
◆選択問題38題中32題(工学に関する基礎(工学系に共通する基礎としての数学、物理、化学)[38])

専門試験(記述式)

- 労働基準A** ◆労働法1題、労働事情1題
労働基準B ◆必須問題1題(工業事情)
◆選択問題3~5題中1題(工学に関する専門基礎)

第1次試験地	申込先	所在地	TEL
札幌市	北海道労働局	〒060-8566 札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-788-6959
盛岡市	岩手労働局	〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-604-3001
仙台市	宮城労働局	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8833
秋田市	秋田労働局	〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-6681
さいたま市	埼玉労働局	〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー	048-600-6200
東京都	東京労働局	〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-3512-1600
新潟市	新潟労働局	〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3500
名古屋市	愛知労働局	〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0251
金沢市	石川労働局	〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢西合同庁舎	076-265-4420
京都市	京都労働局	〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3211
大阪市	大阪労働局	〒540-8527 大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06-6949-6482
松江市	島根労働局	〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-20-7005
広島市	広島労働局	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-221-9241
高松市	香川労働局	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館	087-811-8915
松山市	愛媛労働局	〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5200
福岡市	福岡労働局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-411-4861
熊本市	熊本労働局	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟	096-211-1701
鹿児島市	鹿児島労働局	〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8275
那覇市	沖縄労働局	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館	098-868-4003

厚生労働省ホームページ(労働基準監督官採用試験情報)で、
労働基準監督官の情報を掲載しています。
<https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

労働基準監督官採用試験

検索

スマホからも
簡単アクセス



労働基準監督官 採用試験 2025

Labour Standards Inspector Recruitment Exam 2025



働く人と、
この国の、
未来のために。

愛媛労災特別介護施設「ケアプラザ新居浜」のご案内

ケアプラザとは？

- ▶ 全国に 8 か所ある労災専門の公的な介護施設です。
- ▶ 土地・建物は国が所有し、運営は厚生労働省から事業委託を受けた「一般財団法人 労災サポートセンター（<https://www.rousaisc.or.jp>）」が行っています。
- ▶ 「ケアプラザ新居浜」は、平成 13 年に、住友グループ発祥の地で四国有数の工業都市の愛媛県新居浜市に開設され、温暖な気候の瀬戸内海近くに位置しています。

施設の特徴は？

- ▶ 最大 84 人の入居者が、介護・食事・入浴等のサービスを受けながら生活できます。
- ▶ 約 30 m²の個室に、ベッド、バス（一部シャワーのみ）、トイレ、洗面所、簡易キッチン、ナースコールを完備しています。また、重篤な入居者のため、常時介護に対応できる多床室（4 人部屋）も設置しています。
- ▶ 看護師が 24 時間体制で常駐し、介護士等とともに計画的な介護サービスを提供します。また、専任の栄養士と療法士を配置し、適切な栄養管理やリハビリを行います。
- ▶ 労災特有の障がいや傷病等に対応した介護ノウハウの蓄積があります。また、労災に知見のある愛媛労災病院等と連携し、必要な医療にもスムーズにつながります。

誰が入居できる？ 費用は？

- ▶ 労災保険の障害等級または傷病等級が **1 級から 3 級**の労災年金受給者で、居宅での介護が困難と認められる方が入居できます（60 歳以上で障害等級が 4 級の労災年金受給者で、居宅介護困難な方は、特例的に入居が認められる場合あり。）。
- ▶ 費用は、施設利用料（部屋代、食費、光熱水費等）と介護費の合計額です。
- ▶ 施設利用料は、入居者の年収と、扶養親族の人数に応じ、次のとおりです。

年収（円） ～代表例～	個室の施設利用料（円・月額） 令和 5 年 10 月 1 日改定後の料金			
	扶養親族なし	扶養 1 人	扶養 2 人	扶養 3 人以上
1,200,000	62,000	36,000	36,000	36,000
1,600,000	79,000	46,000	46,000	36,000
2,000,000	115,000	62,000	46,000	46,000
2,800,000	154,000	79,000	62,000	62,000
3,000,000	176,000	97,000	79,000	62,000
3,400,000	198,000	115,000	79,000	79,000

- ▶ 介護費は、いったんご負担いただきますが、後日、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から支給されるため、実質的な負担はありません。

当施設についてお尋ねになりたいことがあれば、下記問合せ先まで。

★所在地 〒792-0896 愛媛県新居浜市阿島 1 丁目 3 - 12

★問合せ 0897-67-1122 総務課（月～金 8:30～17:30）

➡公式 Facebook

